

未来投資会議 産官協議会 次世代インフラ／スマート公共  
「スマート公共サービス」会合（第2回）

日 時：令和2年3月9日（月）16:00～19:20

場 所：中央合同庁舎4号館 全省庁共用1208 特別会議室

1. 議事

- (1) 開 会
- (2) 法人手続のデジタル化・自動化
- (3) 子育て手続の自動化
- (4) 不動産取引・登記手続のオンライン化
- (5) 閉 会

2. 出席者

【アドバイザー】（五十音順）

浅海 剛	(株)コラビット 代表取締役/不動産テック協会 理事
池田 健一郎	第一生命保険(株) 契約サービス部長
石井 誉	一般社団法人全国銀行協会 業務部次長
太田 直樹	(株)New Stories 代表
岡崎 淳司	(株)SmartHR 公共政策担当ディレクター
小木曾 稔	一般社団法人新経済連盟 政策部長
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士/ 不動産テック協会 理事
菊池 龍信	(株)マネーフォワード HRProduct 本部副本部長
衣笠 宏隆	あいおいニッセイ同和損害保険(株) 業務統括部火災グループ長
木村 康宏	freee(株) 執行役員社会インフラ企画部長/ Fintech 協会 代表理事副会長
瀧 俊雄	(株)マネーフォワード 取締役執行役員
田中 孝	独立行政法人住宅金融支援機構 債権管理部個人債権管理グループ長
内藤 研介	(株)SmartHR 取締役副社長
浜田 博史	独立行政法人住宅金融支援機構 債権管理部長
深澤 成嘉	(株)アミックス 賃貸管理事業部 賃貸業務部 部長
松坂 維大	(株)LIFULL 社長室ブロックチェーン推進グループ長

【省庁】

内閣官房

風木 淳 日本経済再生総合事務局 事務局次長  
佐藤 正之 日本経済再生総合事務局 事務局次長  
川村 尚永 日本経済再生総合事務局 参事官  
飯嶋 威夫 日本経済再生総合事務局 企画官  
田邊 国治 日本経済再生総合事務局 企画官  
富安 泰一郎 情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官  
田邊 光男 情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官  
笹野 健 番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室 参事官

#### 総務省

神谷 俊一 自治行政局住民制度課 企画官  
東 高士 自治税務局電子化推進室 室長

#### 厚生労働省

河野 純伴 労働基準局労働保険徴収課 課長  
濱村 明 年金局事業管理課 年金事業調整官

#### 財務省

中島 格志 主税局税制第一課 企画官

#### 国税庁

永田 寛幸 長官官房企画課 課長

#### 国土交通省

須藤 明夫 土地・建設産業局不動産課 課長

#### 法務省

村松 秀樹 民事局民事第二課 課長  
宮崎 拓也 民事局商事課 課長  
竹下 慶 民事局総務課適正配置対策室 室長

3. 法人設立ワンストップサービスの利用促進の取組について、内閣官房番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室、法務省民事局より資料1-1に沿って説明。民間目線での利用促進に必要な施策・課題について、freee株式会社より資料1-2に沿って提言。
4. 電子納税環境の整備・電子申告の促進の取組について、国税庁、総務省自治税務局、厚

生労働省年金局・労働基準局より資料2-1に沿って説明。更なる利便性向上に向けた取組や課題について、株式会社マネーフォワードより資料2-2に沿って提言。

5. 年末調整・確定申告手続の電子化・自動化の現在の取組状況などについて、国税庁より資料3-1に沿って説明。控除証明書の電子的発行に向けた取組状況について、第一生命株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、一般社団法人全国銀行協会、独立行政法人住宅金融支援機構より資料3-2に沿って説明。現在の課題とあるべき将来像について、株式会社 SmartHR より資料3-3に沿って提言。

6. 子育て手続の自動化の取組についての検討状況について、内閣官房日本経済再生総合事務局より資料4に沿って説明。

7. 不動産取引・登記手続のオンライン化の現在の検討状況、取組内容について、法務省民事局、内閣官房 IT 総合戦略室、国土交通省土地・建設産業局より資料5-1に沿って説明。株式会社コラビット、株式会社アミックス、株式会社 LIFULL より資料5-2に沿って提言。

(アドバイザー・関係省庁からの意見の概要 (順不同))

#### <法人設立ワンストップサービス利用促進>

- 法人の設立手続において実現したことは、印鑑登録の任意化。登記処理が迅速化されることも大きなポイント。何より、こういった手続、業務のシステムが API 化されて、ワンストップで集約されているというところは非常に大きな前進。
- マイナンバーカードと商業登記電子証明書の普及というのは非常に大きなポイント。マイナンバーカードの普及に当たって全体的に一律に普及させるだけではなく、せっかくであれば、デジタルを使って起業しようという層を起点にして広めるということをぜひ企画していただきたい。「会社設立 freee」の利用者アンケートの結果、マイナンバーカードの保有率は5割を超えて6割近いということになっていた。普及させやすい層を起点に、電子申請が当たり前の層を作っていくことはできるのではないか。カードを作ったところで、その後、e-KYC で使っていくことができ、用途としては非常にレバレッジが効く。その法人の銀行口座が作りやすくなってくるなど、いろいろな未来が見えてくるので、投資としては非常にレバレッジが効くポイント。
- 商業登記電子証明書に関して、価格面のところで、ビジネスのインフラなので、とにかくハードルを低くして徹底的に普及させるべき。何百円下げる、1,000円下げるということだと、正直あまり効果がないと思うので、一定の無料期間をつくるなど、思い切った施策により普及させてしまうことが非常に重要。

- あくまで法人設立のデジタル化は創業時の話であり、法人のライフサイクル全般に対してこういったことが貫徹しないと、トータルでは生産性は上がっていかない。逆に、法人設立のときにデジタル化した手続を使う法人というのは、いわばデジタルネイティブな企業であるので、その後の行政手続をデジタルでやってくれる確率は非常に高いと思う。そのため、いろいろな手続を同じようなレベルで高いゴールを設定して、徹底的にデジタル化していただきたい。
- 世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、残念ながら 2013 年の日本再興戦略が始まったときから右肩下がりになっているところを常に思っておく必要がある。
- マイナンバーカードの保有率が高いというのは非常に大事な話。これは違う見方でいくと、たくさん持ってくれそうな、民間で言うとセグメント。セグメントを攻めるというのをもう一回明確に持ったほうがいい。実利があるビジネスパーソンというのは今は保有率が低いわけだが、ターゲットになるため、ここの交付円滑化のために具体的に何をするのかということ、きちんと連携してやっていくのが大事。加えて、ある特定のターゲットが使えるようなサービスが出てくるタイミングで、交付円滑化のところを連携するというところを、ぜひ進めていただきたい。
- 法人設立ワンストップの API の提供、そしてその次に続く社保・税ワンストップの API、その他いろいろな API を来年度提供していく予定。関係省庁と連携しながら API の提供、広報、カードの普及に取り組んでまいりたい。
- マイナンバーカードの交付円滑化に関する御指摘、御意見について重要だと思っており、そういった観点で、どういったことができるのか、考えていきたいと思う。

#### <電子納税環境の整備・電子申告の促進>

- 政策ワードの中のワンストップ、ワンズオンリーを本当にきちんと運用すれば、大変仕事が楽になる。税金においては実現できているワンストップが、社会保険ではまだ実現していないため、その分断を何とか変えていきたい。また、重複するデータについて、同じものを記入して出しているという側面がある。この観点で2つ提言がある。1つ目に、社会保険の申告・納付においても、事前に手続をされている口座から振替が行われるという、すごくシンプルな点を何とか確保したい。2つ目に、究極のワンズオンリーとして、一度出すものについてはそのまま使ってほしい。つまり、決算情報や給与情報の届出をどこか1か所に行い、それを行えば、個別の行政機関に自動で申告書が作成されたり、届出がされたり、引き落とし指示がされるというイメージ。情報弱者という言葉があるが、そういう人たちにとって運用できるような KPI も必要である。
- 今まさに、例えば当社のユーザーでも、最初からネット口座を開設する人が非常に増えている。ネットで申込みが完結できることは大変重要。そういうことの積み重ねで、納付もキャッシュレスになっていく。会社を設立したら、e-Gov など、いろいろな後工程の手続もそのときに一気にやってしまい、社保の口座振替の手続もそのときに全てオンラ

インで完結するぐらいに簡単になれば、そこからアナログに戻ることは考えづらくなるので、そうした積み上げに強くこだわってほしい。

- 納税者、事業者の利便性を高めていくことは非常に大事。重複するものを統一化したりという取組を始めてきており、引き続き、できることをいろいろ考えながら進めてまいりたい。
- 今後、起業する方も口座振替やキャッシュレス等を利用いただきたいが、口座振替の手続に印鑑が必要なため、電子申請にそぐわず、かえって印鑑があるとお客様に迷惑をかける。関係府省と協力して何か改善ができないかということは考えていかなければいけない。
- 手続等の一元化・簡素化ができるようなインフラ、環境をどんどん整備したいと思っており、e-Gov、マイナポータルが用意した API を通じて、便利なものがないか、前向きに考えて取り組んでまいりたい。
- 口座振替に関連して、国税のダイレクト納付については、利用届出書に登録印の押印が必要であったところ、令和2年度税制改正において、登録印の押印を必要とすることなく e-Tax から電子提出できるよう措置する予定である。

なお、当該措置は、制度としては個人・法人の別を問わないが、金融機関が個人向けに提供しているサービスを活用することから、事実上、対象は個人に限られている。法人についても同様の需要があるものと考えられるため、金融機関等において、法人向けのサービスが提供されれば、法人についても適用されることになる。

#### <年末調整・確定申告手続の電子化・自動化>

- 生命保険料控除証明書のマイナポータル連携については、まだ検討中の会社もあるが、生保協会内の9社は2020年10月にどうにか間に合わせて対応していきたいと考えており、現在取り組んでいるという状況。
- 損保業界においては、電子化の推進に向けて検討組織として控除証明書共同化検討ワーキングというものが設置されており、電子化を含む地震保険料控除証明書発行業務を業界共同で実施することも視野に、業界共通基盤の構築を検討している。
- 電子化の大きな流れをいかにして作り出すかが重要。その意味で、行政、中央省庁には、まずは率先して電子化などを進めていただき、大きな流れをつくり出していきたい。官が大きくかじを切ったというシグナルを出すことによって、民間事業者もこれに追随するといった流れが生まれる可能性もある。
- 住宅金融支援機構ではフラット35に代表される住宅ローンを取り扱っており、今年10月からのマイナポータル連携に向けての調整及びシステム開発に鋭意取り組んでいる状況。
- 年末調整には辛い部分が様々あり、それらの根本的な原因は紙による運用だと考えている。紙をなくすことで、年末調整の負担は大幅に削減できている現状がある。課題の1

つ目は、控除証明書を発行する企業の全てがデータのアップロードに対応しているわけではないという点。2つ目は、マイナンバーカードの普及率がまだまだ低い点。3つ目は、従業員目線で、年末調整のためにマイナポータルとほかのソフトの両方を使わなければいけないという点は煩わしい。4つ目に、今年の10月に国税庁から年調ソフトが公開されると伺っているが、10月になると、大手企業では今年の年末調整の運用フローは固まっています、そこから検証する時間というのはなかなか十分にとれず、2020年は見送ろうということになるのではないかと懸念している。最後に、日本全国で同様の計算業務が行われており、社会全体で考えたときに大変非効率。

- 未来の話としては、年末調整自体をなくすということができないか。ITを最大限活用してデジタル社会に対応したデジタル・ガバメントをつくっていくために大切なことは、社会全体で負担している非効率的な定型業務や重複業務をいかになくしていき、より本質的な業務に集中できる環境をつくっていくという視点。
- マイナポータルがどんどん活用される世界になってきたとき、やはり考えなければいけないと思うのは、都度PINを打たなくてもいいという形。また、今の4桁のPINは5年間に3回しか間違えることができず、3回間違えるとロックがかかり、ロックがかかると役場に行かなければいけない。5年間で3回しか間違えないというのは、マイナポータルを使う前提としてはなかなか厳しいものがある。
- 年調ソフトのリリースは10月を予定しているが、事前にプロトタイプを作り、4月頃には公開しようと考えている。
- 今主体になっている生命保険控除、地震の保険の控除、残高証明書等以外の証明書についても広げていきたい。
- 国家公務員についても、いろいろな手作業等々の電子化・効率化を図っていくということは当然の課題。人事給与システムというものがあるので、しっかりと対応できるように検討してまいりたい。
- マイナポータルで年末調整につながるというところは、ぜひ民間も公務員もというところは担保していただきたい。とりわけ公務員は入館証代わりにマイナンバーカードを持っているので、そこは大事。
- 電子証明書をダウンロードして、FeliCaの端末を用意するというユーザー体験では中々勧められないので、スマートフォンの世界、スマホオンリーで終わるようにいかにロードマップを引けるかが大事。
- 商業登記電子証明書の普及が進まないのがボトルネックであり、そもそもの根本原因。テレビ電話等による定款認証を可能にするのはいいが、大胆に無料にするなどしないと、操作手引書を読んでやろうと気にならない。各省庁の取組はいいものが多いが、文字が多く、読まれない。視覚的にやらないと伝わらない。
- 年末調整自体をなくすというのは、夢想と言っている場合ではなくて現実にならないとおかしいと思っている。2030年度のグランドデザインでIT戦略本部で議論をしている

が、政府全体の取組として明確に位置づけられた上で、スマート公共の動きなどとも連動した形とすることが重要。官だけでも、民だけでもできないのが、これからの時代だと思うので、協力していきたい。

#### <不動産取引・登記手続のオンライン化>

- 固定資産税の評価証明書の添付の見直しを検討するに当たっては、同証明書の用途や有用性の認められる手続等の範囲を今一度確認の上、登記所や固定資産税の評価部局、利用者等の多面的な視点から検討する必要がある。
- 少子高齢化によって労働力は減少の傾向が止まらないという中で、中古住宅流通業務においては大幅な効率化が必要。中古流通は特に調査業務に膨大な時間が費やされている。調査業務というのは役所に行ってデータを見るだけというように、IT化してしまえばゼロ秒で終わることを年間2300万時間ぐらいかけて、労働力で言うと1.3万人ぐらいがそういう仕事をしている。背景にあるのが、不動産取引業務がほとんど電子化されていないという大きな課題。理想像としては、不動産取引業務がボタン一発で全ての情報がそろって電子完結するという形。最終的にはこれを目指していくのだろうと思う。
- 不動産登記申請について、申請自体は確かに電子でできるが、結局、添付書類などが残っていて、これを電子化するためにはエンドユーザーのパソコンに専用のソフトを入れて、電子証明書を入れさせて、やっと申請できる。要するに、やる価値がない状態になっている。そもそも添付書類などは、同じ国が持っているデータであり、何で国と国のデータのやりとりを代替しなければいけないのかという気持ちになるので、行政機関同士で連携してほしい。
- 重要事項説明が適切に実施され、契約当事者が売買契約の内容をきちんと理解することにより、売買契約書のオンライン化自体は賃貸借同様、難しくないと思う。売買においても、不動産仲介業者の理解がオンライン化の普及の鍵。
- 適法性が見える化について、不動産業者の認識不足をどう改善するかが活性化に向けたポイント。国から分かりやすい指針やガイドラインがあると、より一層の活用がなされるのではなか。
- 一つの不動産に対してユーザーが何度も何度も入力しなければいけないといったことが発生している部分を、共通のIDを設けることで解決していきたい。これにより、IDにひもづく情報を一元的に扱っていくことができる。いつでもIDを経由して情報を取りに行けるといった形を実現するのが望ましい。民間ベースでも情報の取組をやっている所以、これを行政のデータとつないでいきたい。代表例として登記があるが、ほかにも固定資産台帳等の情報をAPI等で取得できるようにしていくことによって、情報流通が活性化し、一つの情報を基に、ひもづいた情報を全部取ってこられるという形になる。都度、取りに行ったり、その都度証明を取ったりということが不要な世界ができていくと考えている。

- 電子化の一般論として、今の技術に合った電子化というのが何なのかをよく考えていただきたい。スマートフォン、クラウドやAIの利用に適した規制、フレームワークを作っていくというのが非常に重要。また、何が電子化の目的なのかということ言えば、ユーザーにとって使いやすいということが非常に重要。使いやすいユーザーインターフェース、ユーザー・エクスペリエンスがないと利用されないで、単に電子システムを入れただけでは必ずしも十分ではない。さらに、国・地方公共団体が持っているシステム、情報は、特に不動産の分野では社会全体の重要な資産になっている。ぜひ、機械可読にしていくことで、今後データが利用できるような形にしていくなど、そういったアーキテクチャーをしっかりと検討していただきたい。
- 不動産登記の電子化について、電子システムであるので、24時間とは言わないまでも、延長して土日でも受付ができるようにしていただくことが重要。また、添付書類が郵送されるという実務対応がされているが、そうすると結局、電子より紙で準備したほうがいいのではないかとなくなってしまうので、添付書類を別途要するといった点についてはよく考えていただきたい。
- 法令の改正等に関して、宅建業法の35条、37条の書面の電子化ということがある。賃貸借契約、媒介契約、売買契約について一層の推進が必要であり、そのほか借地借家法の定期借家契約や、賃貸住宅管理業者登録制度の書面の要件の電子化といったものもある。
- 契約と重要事項説明書そのものだけではなく、その基礎になる資料に一番時間がかかっている側面も含めて、電子申請や、水道管、道路、各種点検結果等々の不動産関連書類の電子取得を考えていただきたい。地方自治体と連携しての取り組みも必要になると思われる。
- 不動産登記情報と固定資産台帳の連携について、1月から法務省が登記済通知データのオンライン提供をしており、そのデータをいかに各市町村の固定資産台帳に反映させるか、現在、関係省庁と検討している。
- 賃貸取引における社会実験で得られる制度の改善等に向けた知見を、売買等の他の契約にも活かせると思う。ただ、注意しなければいけないのは、売買は賃貸よりどうしても書類の分量が大きい。図面もかなり多いので、まずは賃貸できちんとできるようにして、そこで得た知見等を売買にもうまく活かせるようになればいい。
- 総合的な調整でニーズを見ながらどれを電子化していくかを決めていくというやり方でいくと複数のプロセスが存在して互いに不幸になるだけ。何かしら領域を限定して、そこに対して厚い投資をして、そこに関してははるごく便利な状態をつくるなど、何かしら突破口をつくる工夫をしないとかなり厳しい。
- 不動産取引・登記手続きのオンライン化については、電子証明書の普及を、デジタルファースト国民運動として進めることが大切。
- ベースレジストリ、台帳整備が必要。レガシーをどうするかという問題はあるが、新経済連盟としては、不動産版マイナンバーを作ることに、方向性として賛成しており応援も



している。

- 社会実験について、トラブルの話があったが、対面でも非対面でもトラブルがないということは恐らくない。トラブルの原因が、ネットではなくて対面でないと絶対に解消できないような問題なのかどうかということが重要。特定の方法を否定することは、これだけの技術の進展の中では恐らくあり得ない。デジタルシフトを進めてほしい。